

秋田県警察官等の支給品及び貸与品の取扱いに関する訓令

平成6年12月20日

本部訓令第28号

秋田県警察官等の支給品及び貸与品の取扱いに関する訓令を次のように定める。

秋田県警察官等の支給品及び貸与品の取扱いに関する訓令

秋田県警察官等の支給品及び貸与品の取扱いに関する訓令（昭和46年秋田県警察本部訓令第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察官及び交通巡視員の服装の斉一を図るとともに、支給品及び貸与品の支給、貸与及び管理等の手續きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察官等 警察官及び交通巡視員をいう。
- (2) 所属長 所属の長をいう。
- (3) 警務課長 警務部警務課長をいう。
- (4) 本部長 警察本部長をいう。
- (5) 所属員 所属長の下に勤務する警察官等をいう。
- (6) 支給品 警察官等の被服及び装備品に関する条例（昭和45年秋田県条例第54号。以下「条例」という。）第2条に規定する品目をいう。
- (7) 貸与品 条例第3条及び同4条に規定する品目をいう。
- (8) 給貸与品 支給品及び貸与品をいう。
- (9) 返納品 警察官等から退職その他の事由により警務課長へ返納された支給品及び貸与品をいう。

（私服の支給）

第3条 秋田県警察官等の服制に関する訓令（平成19年秋田県警察本部訓令第4号）第15条に規定する私服勤務者に対しては、支給品に換えて、私服を支給することができる。

（被服の使用期間の計算）

第4条 条例第2条第1項による支給品目の使用期間の計算は、支給通知に示した日から起算し、実際に着用した期間の累計により算定する。ただし、1回の着用期間が引き続き1か月に満たない場合は、これを計算しないものとする。

2 返納品を支給するときは、すでに使用した期間並びに現状を勘案して、支給するものとする。

（給貸与品の管理）

第5条 警務課長は、警察官等に対する給貸与品の支給及び貸与の状況を管理しなければならない。

（定期支給該当者名簿の作成）

第6条 警務課長は、毎年度初めに当該年度内に使用期間の満了する支給品について、定期支給該当者名簿を作成し、品目ごとに支給者数を明らかにしておかなければならない。

(繰上げ支給等の申請)

第7条 所属長は、所属員の支給品目のうち使用期間満了前においてやむを得ない事情により、繰上げ支給を要すると認められるとき、又は貸与品目で次条に規定する理由以外の理由により交換を要すると認められるときは、給貸与品繰り上げ支給（交換）申請書（様式第1号）により警務課長に申請しなければならない。

(盗難等による報告)

第8条 所属長は、所属員から使用期間満了前の給貸与品について盗難、遺失又は損傷の届出があった場合は、給貸与品盗難等報告書（様式第2号）により本部長に報告しなければならない。

(繰上げ支給の手続)

第9条 警務課長は、第7条に規定する申請を受理したときは、当該会計年度内における需給を勘案して給貸与品目ごとに受給者を決定し、給貸与品交付書（様式第3号）を添えて、当該所属長に送付するものとする。

(再支給等の手続)

第10条 警務課長は、第8条の報告を受けた場合で、再支給の必要があると認められるものについては、前条に準じて再支給するものとする。

(支給品の交付)

第11条 所属長は、前2条による支給品を受領したときは、速やかに受給者に交付し、給貸与品受領書（様式第4号）を警務課長に送付しなければならない。

(返納品の手続)

第12条 条例第5条による返納は、当該所属長を経て行うものとする。

2 所属長は、給貸与品返納書（様式第5号）を添えて速やかに警務課長に返納しなければならない。

3 警務課長は、前項により返納を受けたときは、当該所属長に対し給貸与品返納受領書（様式第6号）を交付するものとする。

(使用期間満了等支給品の取扱)

第13条 使用期間の満了した支給品で、本部長が指定する品目並びに第7条に規定する繰り上げ支給等の申請に基づき返納する支給品及び貸与品については、当該所属長を経て警務課長に返納するものとする。ただし、使用期間満了後において、本部長が指定した支給品目については、当該指定された数量の範囲内で受給者が予備として保有することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本部長の指定する品目については、使用期間満了後においても受給者が予備として保有することができるものとする。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 秋田県警察用品検査委員会に関する訓令（昭和46年秋田県警察本部訓令第8号）は廃止する。

附 則（平成15年1月28日本部訓令第1号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月17日本部訓令第16号）

この訓令は、平成16年6月17日から施行する。

附 則（平成23年4月14日本部訓令第10号）

この訓令は、平成23年4月14日から施行する。

附 則（平成28年10月14日本部訓令第25号）

この訓令は、平成28年10月14日から施行する。

附 則（平成31年3月15日本部訓令第11号）

この訓令は、平成31年3月15日から施行する。

附 則（令和7年10月31日本部訓令第36号）

この訓令は、令和7年10月31日から施行する。